

平成21年12月24日

各 位

会社名 興和紡績株式会社
代表者名 代表取締役社長 三輪 芳 弘
(コード番号 3117 名証・大証第1部)
問合せ先 代表取締役 常務執行役員 山 寄 正 夫
(T E L 0 5 2 - 9 6 3 - 3 4 0 8)

ＭＢＯの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、以下のとおり、ＭＢＯ()である公開買付けへの応募を推奨することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の取締役会決議は、興和紡績株式会社(以下、「公開買付者」といいます。)が公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)及びその後の一連の手続(以下、本公開買付けとあわせて「本件取引」といいます。)により当社を完全子会社化することを企図していること、及び当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われるものです。

()本公開買付けは、いわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)であり、当社取締役及びその親族が発行済株式の全てを保有する会社とその発行済株式の全てを保有する公開買付者が、当社の支配権を取得するために行うものです。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 商 号	興和紡績株式会社	
(2) 事 業 内 容	当社の株式等の取得及び保有等	
(3) 設 立 年 月 日	平成21年12月10日	
(4) 本 店 所 在 地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号	
(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 三輪 芳 弘	
(6) 資 本 金	100万円	
(7) 大株主及び持株比率	大栄産興株式会社 100%	
(8) 上場会社と公開買付者等の関係	資 本 関 係	該当事項はありませんが、公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社は、当社の普通株式420,000株(当社が所有する自己株式を除く発行済株式総数の1.25%)を保有しております。
	人 的 関 係	当社の代表取締役である三輪芳弘は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社である大栄産興の代表取締役を兼務しております。当社の取締役会長である三輪隆康は、公開買付者の完全親会社である大栄産興の代表取締役を兼務しております。
	取 引 関 係	該当事項はありませんが、公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社に不動産賃借料等の支払いがあります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有する会社の子会社ですので関連当事者に該当します。

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成21年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けの実施について、下記(2)に記載の根拠及び理由に基づき、後記のとおり出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同すること、当社株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧めることを決議いたしました。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要等につき、以下の説明を受けております。

公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社(以下、「大栄産興」といいます。)は、大栄産興の代表取締役でありかつ当社及び興和株式会社(以下、「興和」といいます。)の取締役会長である三輪隆康氏、公開買付者及び大栄産興の代表取締役でありかつ当社及び興和の代表取締役社長である三輪芳弘氏、及びその親族4名がその発行済株式の全てを所有しており、不動産の賃貸等を目的として設立された会社です。また、公開買付者は、大栄産興が本日現在において発行済株式の全てを所有する株式会社であり、以下に定める本件取引を実行するための方策を検討した結果、当社株式の取得及び保有等を目的として大栄産興により平成21年12月10日付で設立された会社です。

今般、公開買付者は、当社の発行済普通株式(以下、「当社普通株式」といいます。)の全て(ただし、当社が有する自己株式を除きます。)を取得し、当社を非公開化させ公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施します。

本公開買付けは、当社と興和を中心に形成されるグループ(以下、「興和グループ」といいます。)の事業戦略として、興和グループ内の資本政策の適正化を図り、かつ、事業の選択と集中を企図とした事業再編を推進するため、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、当社の取締役会の賛同のもとで実施するものです。公開買付者は、当社の株主である興和(6,212千株。当社に対する所有株式数、以下同じ。17.40%。当社普通株式の総数に対する割合、以下同じ。)との間で、本公開買付けに先立って当社の取締役会の賛同が得られる場合には、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募し、また、その子会社をして保有する当社普通株式の全て(子会社3社合計1,904千株。5.33%)を本公開買付けに応募させるよう合理的な努力をする旨を含む覚書を平成21年12月24日に締結しました。また、公開買付者は、三輪芳弘氏(1,018千株。2.85%)及びその親族である三輪隆康氏(934千株。2.62%)から、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、また、三輪芳弘氏の親族である三輪尚巨氏(1,000千株。2.80%)及び三輪有香氏(124千株。0.35%)は、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する予定です。

本公開買付けが成立した場合、三輪芳弘氏及びその親族である三輪尚巨氏及び三輪有香氏は、大栄産興の第三者割当増資(払込金額の総額約13億500万円)を引き受け、その保有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭をもって払い込む予定です。さらに、大栄産興は、公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約15億500万円)を引き受け、その保有する当社普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭(約2億円)と上記の大栄産興の第三者割当増資における出資金(約13億500万円)の合計額をもって払い込む予定です。その結果、これらの第三者割当増資が完了した後においても、大栄産興が公開買付者の発行済株式の全てを引き続き保有し、また、三輪隆康氏、三輪芳弘氏及びその親族が大栄産興の発行済株式の全てを引き続き保有することとなる予定です。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、株式会社三井住友銀行(以下、「貸付人」といいます。)から、290億500万円を上限として

借入を行う予定です(以下、「本件ローン」といいます。)。また、公開買付者は、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社普通株式を本件ローンのために担保として提供するとともに、当社が公開買付者の完全子会社となった後、当社及び当社の子会社は、本件ローンのために保証を行う予定です。また、公開買付者は、当社の完全子会社化を実施した後、当社をして当社及びその子会社が有する一定の資産を本件ローンのための担保として提供させる予定です。

本公開買付け後の経営体制

当社の取締役会長である三輪隆康氏、当社の代表取締役社長である三輪芳弘氏、及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り、継続して当社の経営にあたる予定です。

(3) 本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程

当社は、明治27年(1894年)服部兼三郎が自らの名を冠して興した綿布問屋「服部兼三郎商店」から始まります。大正元年には株式会社に改組し、社名を「株式会社服部商店」と改めました。その後、当社は、綿布の輸出・国内販売に加え、紡績・織布・染色業にも着手し、総合繊維企業へと成長していきました。しかし、戦時下の昭和14年、当社は、国策により「商-工」を分離し、それぞれ、工業部門が現在の当社に、商業部門が興和に発展して参りました。

戦後、当社は、「平和を興す」の願いのもと「興和紡績株式会社」に社名を変更し、工場の復興に努め、昭和20年代半ばには再び繊維の一貫生産体制を築きました。また、当社は、事業多角化の先駆として冷蔵倉庫業、ゴルフ練習場を新たに手掛け、非繊維化も積極的に推し進めました。具体的には、医薬部外品の製造・販売、金型生産・樹脂成形品製造・販売、印刷物の製造・販売、自動車販売・修理、紙器・段ボール等の包装用品製造・販売、電気・通信・電子機械の製造・販売等、多岐にわたる事業に進出しました。

しかし、昭和40年代以降、日本の紡績業は、円高や開発途上国の追い上げを背景に、厳しい経営環境下に置かれます。かかる環境下で、当社は、昭和49年以降、逐次、紡績、織布、染色等各工場の生産ラインを停止し、平成12年には、国内の自社繊維工場をすべて閉鎖しました。それ以降、当社の繊維事業は、コーディネーターとしてテキスタイル、アパレルを提案する商社としてのスタイルを実践しておりましたが、平成19年4月には、同事業を同様の事業を行っている興和に事業譲渡するに至りました。

一方、興和は、医薬品、電機光学製品を中心とするメーカー機能と、多彩な商材を扱う商社機能を併せ持ち、加えて不動産事業等を行っている企業であり、今日、繊維品販売、医薬品・電子機器製造を中心にグローバルな事業活動を展開しています。

当社は、これまで興和との間の資本・業務提携を通じ、興和の完全子会社である興和新薬株式会社(一般用医療品販売)及び興和創薬株式会社(医療用医薬品販売)等とともに、興和グループを形成して事業運営を行って参りました。平成21年9月30日現在、興和は、当社の発行済株式総数の17.40%(議決権の所有割合は18.62%)の株式を所有して当社を持分法適用関連会社としており、他方、当社は、興和の発行済株式総数の18.00%(議決権の所有割合は22.65%)の株式を所有しています。また、当社と興和は、古くから事業上の提携関係を築いております。具体的には、当社の生産するマスク・フットケア用品等ヘルスケア商品は全て興和を通じて販売され、興和の医薬品のパッケージは当社の印刷工場で生産されています。また、ダンボール等の資材についても当社の子会社が製造を担当し興和に供給しているほか、興和グループで使用する営業用車両は当社の子会社である自動車販売会社から購入しています。

しかしながら、近年、当社は、自動車販売業の販売不振や精密機器事業・印刷事業の受注競争の激化等、厳しい経営環境にさらされ、不動産事業においては比較的安定した収益を確保しているものの、その連結売上高は減少傾向にあり、かかる経営環境等は今後も続く可能性があります。三輪隆康氏(大栄産興の代表取締役、当社の取締

役会長と興和の取締役会長を兼務)と三輪芳弘氏(公開買付者及び大栄産興の代表取締役、当社の代表取締役社長と興和の代表取締役社長を兼務)は、かかる経営環境下では、当社全体の事業の収益性を改善することはできず、今後、事業規模がますます縮小し収益が悪化する傾向に陥らざるをえないという状況にあると認識し、当社のビジネスモデルの抜本的な見直しを行う必要性が生じていると考えております。即ち、その収益の改善が見込めない事業を見直し、維持と改善が見込める事業に集中すると共に、今後とも維持していく事業についてもその一層の効率化を行ない更なる成長と収益の向上を図るため、大胆な経営改善施策を講じると共にその一部については興和あるいは興和グループで行っている同種事業との整理統合を指向していく必要があるものと考えております。具体的には、精密機器事業においては、付加価値のある金型生産・樹脂成形事業に特化することが検討課題となり、電子機械製造については、当社の精密機器事業に係る大手取引先が生産を海外へ移管したことにより受注量が激減し、新規受注獲得に努めたものの安定操業を維持することは困難であると判断しております。この問題意識については既に当社においても共有されており、当社は同年9月8日付「連結子会社の工場閉鎖に関するお知らせ」のとおり、連結子会社である知立電子工業株式会社における工場の閉鎖を決定しております。また、ヘルスケア事業、興和グループ向けの不動産事業、精密機器事業等、興和あるいは興和グループの事業と重複するものあるいは関連するものについてはこれを整理統合するための事業再編を実行することが検討課題となります。また、印刷事業については、今後当社の中核事業として位置付けた上で、厳しい市場環境下での生き残りや成長を図るため、新しい印刷領域への進出や、新規商材の開発等を積極的に展開し、真に競争力のある事業へ変革すべく、再度、お客様の立場にたち、ニーズに対応した製品の開発、品質確保と効率性を同時に達成できる生産・物流システムの構築、顧客への提案を主とした営業の強化を行っていくことが検討課題となるものと考えております。不動産事業については足下では比較的安定した収益で推移しているものの、保有資産の一層の有効活用や興和グループ内での取引関係の整理統合等によりこれをさらに強化していくことが経営課題となるものと考えております。

しかし、以上のような抜本的なビジネスモデルの見直しと事業再編には大きなリスクが伴い、さらに、これを実行した場合、短期的には当社の収益が一層悪化することが懸念されます。また、当社には、現時点では上場を維持することの最大のメリットの一つであるエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達を必要とするような具体的な事業計画はなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト(株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等)が多額であるため、上場を維持することが当社の経営上の負担になる可能性があります。

他方、公開買付者及び大栄産興の代表取締役である三輪芳弘氏は、興和から、興和グループの中核である興和では、興和と当社との間での株式の相互持ち合いが行われている状態を解消して興和グループにおける資本政策の適正化を図り、かつ、興和及び当社の間で重複している事業の整理統合を行う事業再編を実施することにより、興和グループにおけるより一層の経営の効率化を推進できる体制を整える方策について検討を行っていたとの説明を受けているとのことでした。

このような状況の下で、大栄産興の代表取締役である三輪隆康氏及び三輪芳弘氏は、当社及び興和との間で、当社及び興和グループの将来に向けての選択肢について検討を重ね、相互に意見交換をして参りました。その結果、三輪隆康氏と三輪芳弘氏は、上記のような当社の現状に鑑み、当社が上場を維持したままで持続的な企業価値の向上を達成することは困難であり、不採算事業の大幅な縮小ないし廃止及び興和グループ内の重複事業との間における事業の統合と再編、印刷事業の大胆な改革等を

含めた抜本的な経営改革を行うためには、興和の協力を得た上で、かかる痛みを伴う改革によるリスクが当社の一般株主の皆様には及ばないようにするとともに、迅速かつ機動的に改革を推進することが可能となり、当社を中長期的に支援することができる中核安定株主と当社経営陣とが一体となって取り組む経営体制を構築することができるよう、本件取引を行うことが当社及び興和グループにとって最善の選択肢であると判断しました。

以上のような考え方にに基づき、大栄産興の代表取締役である三輪隆康氏及び三輪芳弘氏は、当社及び興和との間で、当社及び興和グループの将来に向けての選択肢について平成21年4月下旬より検討を開始し、当社に対して、平成21年6月2日、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本件取引の検討をすることについての提案を行い、その後断続的に当社との間で本件取引について協議・検討を行いました。そして、本件取引を実行するために当社株式の取得及び保有等を目的として、大栄産興は平成21年12月10日付で公開買付者を設立し、公開買付者及び大栄産興の代表取締役である三輪芳弘氏は当社に対して、同年12月18日に本公開買付けの条件の提示を含む最終提案を行いました。また、興和に対しては、同年12月17日に本件取引について具体的な提案を行った上で、当社及び興和との協議・検討を経て、当社と興和から本件取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。なお、公開買付者は、本件取引についての当社との間の協議の結果、当社からの要請に基づき、上記のような経営改革を行うにあたっては本件取引完了後も当社の従業員の雇用の維持について最大限の配慮をすることを本件取引についての当社に対する提案の条件に含めております。これを受けて、公開買付者は、同年12月24日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本件取引の実施を正式に決定しました。

当社は、公開買付者及び大栄産興の代表取締役である三輪芳弘氏及び大栄産興から同年6月2日に上記提案を受けて本件取引について検討・協議を開始し、その後一時的な中断をはさんで断続的に検討・協議を続けておりましたが、同年12月18日の公開買付者からの最終提案を受けて検討・協議を行った結果、当社としても、本件取引は、当社を含めた興和グループの資本関係を整理し、また当社の事業の選択と集中を可能とすることで当社企業価値の向上に資するものであり、また、本公開買付けは、妥当な条件の下で、合理的な価格による当社普通株式の売却の機会を当社株主の皆様を提供するものであり、公正な手続を通じて株主が受けるべき利益が損なわれることのないように配慮しているものであると判断し、平成21年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

また、当社は、上記取締役会において、本公開買付けに応募しなかった株主の皆様のみならず、本公開買付けに応募した株主の皆様にも不利益が生じることから、本公開買付けが成立することを条件に平成22年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対する剰余金の配当を行わないことを決議しております。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び当社は、本公開買付けにおける買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における利益相反の回避の観点から、主に以下のような事項を考慮いたしました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

公開買付者の完全親会社である大栄産興は、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格（以下、「本買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、平成21年7月に独立した第三者算定機関である野村證券

株式会社（以下、「野村証券」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼するとともに、当社株式の取得及び保有等を目的として平成21年12月10日付で公開買付者を設立しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法によって、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者及び大栄産興は野村証券から平成21年12月22日に当社の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	293円～352円
類似会社比較法	327円～437円
DCF法	347円～774円

市場株価平均法では、算定基準日を平成21年12月21日として、算定基準日終値、直近1週間の終値の平均、直近1カ月の終値の平均、直近3カ月の終値の平均及び直近6カ月の終値の平均を採用し、1株当たりの株式価値の範囲を293円から352円までと分析しています。

類似会社比較法では、当社と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を327円から437円までと分析しています。

DCF法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を347円から774円までと分析しています。

公開買付者は、野村証券による当社普通株式の株式価値算定の結果を参考として、当社と協議の上、当社における本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの事例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成21年12月24日に本買付価格を630円に決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年12月22日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値305円に対して106.56%（小数点以下第三位を四捨五入）平成21年12月22日までの大阪証券取引所における当社普通株式の終値の1カ月平均値294円（小数点以下を四捨五入）に対して114.29%（小数点以下第三位を四捨五入）平成21年12月22日までの大阪証券取引所における当社普通株式の終値の3カ月平均値329円（小数点以下を四捨五入）に対して91.49%（小数点以下第三位を四捨五入）平成21年12月22日までの大阪証券取引所における当社普通株式の終値の6カ月平均値351円（小数点以下を四捨五入）に対して79.49%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方、当社取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるPwCアドバイザリー株式会社（以下、「PwCアドバイザリー」といいます。）に当社の株式価値の算定を依頼し、当社取締役会は平成21年12月21日付でPwCアドバイザリーより株式価値算定書を取得しております。（なお、当社は、PwCアドバイザリーから本買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）

PwCアドバイザリーは、当社の経営陣から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社の株式価値を算定しました。PwCアドバイザリーの株式価値算定書では、当社が継続企業であるとの前提の下、当社の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基

づき、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて、当社の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成21年12月21日を評価基準日とし、当社普通株式の株式市場における直近1カ月間、3カ月間及び6カ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値を289円から362円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、当社の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を554円から800円と算定しております。なお、DCF方式による評価の前提とした事業計画は平成22年3月期は自動車販売事業や精密機器事業の不振に伴う影響を勘案し、売上高が約216億円、EBITDA（営業利益プラス減価償却費。以下、同じ。）が約23億円、営業利益が約10億円と予想しておりますが、その後の業績の順調な進展を想定しており、ヘルスケア事業の主力製品であるマスク類の販売伸張及び精密機器事業の固定費削減の効果等により平成23年3月期は売上高が約222億円、EBITDAが約24億円、営業利益が約12億円、平成24年3月期には売上高が232億円、EBITDAが約27億円、営業利益が約15億円と予想しており、営業利益については平成21年3月期と同水準まで回復することを見込んでおります。

当社の取締役会は、PwCアドバイザリーの株式価値算定書も踏まえ、公開買付者との間で協議を行い、また、本公開買付けにおける諸条件について上記算定書等を参考にしつつ、慎重に検討をした結果、本買付価格は、市場株価基準方式により分析された当社普通株式の1株当たりの株式価値の上限を大幅に超過していることや、DCF方式により算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値のレンジの範囲に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断しました。その結果、当社取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、当社株主に対して合理的な価格により当社株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

なお、当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるPwCアドバイザリーは、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者及び大栄産興のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

独立した法律事務所からの助言

当社の取締役会は、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けの諸条件を含む取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けることにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。当社の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同するかどうかを慎重に検討しました。

取締役会における賛同決議の方法

当社の代表取締役社長である三輪芳弘氏及び当社の取締役会長である三輪隆康氏は、本日現在において大栄産興の発行済株式の50.0%及び0.6%をそれぞれ有する株主であり、かつ大栄産興の代表取締役を兼任しており、また、三輪芳弘氏は公開買付者の代表取締役を兼任しております。したがって、両名は、本件取引において利益相反のおそれがあることから、賛同決議その他本公開買付けを含む本件取引についての当社の取締役会または取締役による審議・検討及び決議には参加しておらず、

また、当社の立場において公開買付者との協議・交渉には参加しておりません。

賛同決議には、三輪芳弘氏及び三輪隆康氏を除いた当社の取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。更に、社外監査役3名を含む当社の監査役4名は、いずれも当社の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

価格の適正性を確保する客観的状況

公開買付者は、本公開買付けの買付け期間（以下、「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が20営業日であるところ31営業日としております。

公開買付け期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、当社の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、当社株式について他の買付者による買付等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、当社と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(5) 本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社の発行済株式総数（自己株式を除く。）の3分の2を超える株式を取得することになりますが、本公開買付けにより当社普通株式（但し、当社が有する自己株式を除きます。）の全てを取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社を完全子会社化する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付け終了後に、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び当社の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること、以上ないしを付議議案に含む臨時株主総会及び上記の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する予定であり、当社は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会を開催し、上記各議案を付議する予定です。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付されたうえで、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手續に従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本買付価格を基準として算出する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が公開買付者の完全子会社となるよう、公開買付者以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a) 少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b) 同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができます。これらの(a)または(b)の方法による1株当たりの買取価格及

び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外の当社株主の当社株式所有状況または関係法令について当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、または実施の方法に変更が生じる可能性があります。上記方法またはそれと同等の効果を有する他の方法について、具体的な手続き及び実施時期等の詳細は未定であり、今後公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

公開買付者は上記の当社を完全子会社化する手続き及び本件債務引受の実施後に、当社との間で公開買付者を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(6) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社普通株式は、本日現在、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(5) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に従い、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、公開買付者の所有にかかる当社株式数の合計が、当社の発行済株式の総数(自己株式を除きます。)となる手続きをとることを予定しておりますので、その場合には当社普通株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、当社普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

(7) 上場廃止となることが見込まれる公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(6) 上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本公開買付けを含む当社の非公開化のための取引により、当社の普通株式は上場廃止となりますが、当社取締役会は、公開買付者による上記取引が実現すれば、当社の企業価値向上の観点から有益であると考え、本公開買付けに賛同の意を表明しました。また、当社は、本買付価格が当社の株主にとって上記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり妥当なものであり、本公開買付けは当社の全ての株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議しました。

なお、公開買付者は、当社の株主の利益を保護するべく、上記「(5) 本公開買付け後の予定(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、上場廃止となる当社の普通株式に代わる対価として、現金の交付を受ける機会を当社株主に提供しつつ、当社を非公開化とすることを企図しています。

(8) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者は、当社の株主である興和(6,212千株。17.40%)との間で、本公開買付けに先立って当社の取締役会の賛同が得られる場合には、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募し、また、その子会社をして保有する当社普通株式の全て(子会社3社合計1,904千株。5.33%)を本公開買付けに応募させるよう合理的な努力をする旨を含む覚書を平成21年12月24日に締結しました。また、公開買付者は、

三輪芳弘氏(1,018千株。2.85%)及びその親族である三輪隆康氏(934千株。2.62%)から、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、また、三輪芳弘氏の親族である三輪尚巨氏(1,000千株。2.80%)及び三輪有香氏(124千株。0.35%)は、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募する予定です。

3. 公開買付者またはその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

7. 本公開買付けの概要
公開買付者が本日公表した別紙「興和紡績株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

平成 21 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 興和紡株式会社
代表者名 代表取締役 三輪 芳弘

興和紡績株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

興和紡株式会社（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、平成 21 年 12 月 24 日に以下のとおり、興和紡績株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

（1）本公開買付けの概要

公開買付者の完全親会社である大栄産興株式会社（以下「大栄産興」といいます。）は、大栄産興の代表取締役でありかつ対象者及び興和株式会社（以下「興和」といいます。）の取締役会長である三輪隆康氏、公開買付者及び大栄産興の代表取締役でありかつ対象者及び興和の代表取締役社長である三輪芳弘氏、及びその親族 4 名がその発行済株式の全てを所有しており、不動産の賃貸等を目的として設立された会社です。また、公開買付者は、大栄産興が本日現在において発行済株式の全てを所有する株式会社であり、以下に定める本件取引を実行するための方策を検討した結果、対象者株式の取得及び保有等を目的として大栄産興により平成 21 年 12 月 10 日付で設立された会社です。

今般、公開買付者は、対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得し、対象者を非公開化させ公開買付者の完全子会社とすることを目的として、本公開買付けを実施します。本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格で、その保有する株式を売却する機会を提供するものです。

本公開買付けは、後記「（2）本公開買付け及び本件取引を実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」で述べるとおり、対象者と興和を中心に形成されるグループ（以下「興和グループ」といいます。）の事業戦略として、興和グループ内の資本政策の適正化を図り、かつ、事業の選択と集中を企図した事業再編を推進するため、マネジメント・バイアウト（MBO）（注）の手法により、対象者の取締役会の賛同のもとで実施するものです（以下、本公開買付けとマネジメント・バイアウトの手法により行われる対象者の非公開化・完全子会社化を「本件取引」といいます。）。公開買付者は、対象者の株主である興和（6,212 千株。対象者に対する所有株式数、以下同じ。 17.40%。対象者普通株式の総数に対する割合、以下同じ。）との間で、本公開買付けに先立って対象者の取締役会の賛同が得られる場合には、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募し、また、その子会社をして保有する対象者普通株式の全て（子会社 3 社合計 1,904 千株。 5.33%）を本公開買付けに応募させるよう合理的な努力をする旨を含む覚書を平成 21 年 12 月 24 日に締結しました。また、公開買付者は、三輪芳弘氏（1,018 千株。 2.85%）及びその親族である三輪隆康氏（934 千株。 2.62%）から、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、また、三輪芳弘氏の親族である三輪尚巨氏（1,000 千株。 2.80%）及び三輪有香氏（124 千株。 0.35%）は、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する予定です。

本公開買付けが成立した場合、三輪芳弘氏及びその親族である三輪尚巨氏及び三輪有香氏は、大栄産興の第三者割当増資（払込金額の総額約 13 億 500 万円）を引き受け、その保有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭をもって払い込む予定です。さらに、大栄産興は、公開買付者の第三者割当増資（払込金額の総額約 15 億 500 万円）を引き受け、その保有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭（約 2 億円）と上記の大栄産興の第三者割当増資における出資金（約 13 億 500 万円）の合計額をもって払い込む予定です。その結果、これらの第三者割当増資が完了した後においても、

大栄産興が公開買付者の発行済株式の全てを引き続き保有し、また、三輪隆康氏、三輪芳弘氏及びその親族が大栄産興の発行済株式の全てを引き続き保有することとなる予定です。また、対象者の取締役会長である三輪隆康氏、対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。

(注) マネジメント・バイアウト (MBO) とは、一般に、買収対象会社の経営陣が対象会社を買収する取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済等に要する資金を調達するため、株式会社三井住友銀行（以下「貸付人」といいます。）から、29,005 百万円を上限として借入を行う予定です（以下「本件ローン」といいます。）。公開買付者は、本公開買付けの開始に先立ち、貸付人と本件ローンに係る基本条件について合意し、貸付人から融資証明書を取得しており、本公開買付けの開始日以降、本件ローンに係る正式契約（シンジケートローンにおいて通常規定される貸出実行条件、財務制限条項等の契約条件を規定します。）を締結します。

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本件ローンにより、本公開買付けの決済の開始日の前日までに本公開買付けの決済資金の貸付けの実行を受け、また、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に従い対象者の完全子会社化を実施する際に、対象者株主に対して交付する金銭の支払いに充てる資金の貸付けの実行を受ける予定です。さらに、対象者の完全子会社化を実施した後に、公開買付者又は以下に定義する本件債務引受後の対象者は、本件ローンにより、対象者の既存の借入金の返済に充当する資金の貸付けの実行を受ける予定です。また、公開買付者は、①公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者普通株式を本件ローンのために担保として提供するとともに、対象者が公開買付者の完全子会社となった後、②対象者は貸付人及び公開買付者と別途合意の上で行う本件ローンに係る借入債務及び借入契約上の地位の全部の対象者への移転（以下「本件債務引受」といいます。）の完了までの間、本件ローンのために保証を行い、また、③対象者の 100%子会社は本件ローン完済までの間、本件ローンのために保証を行う予定です。さらに、④公開買付者は、対象者の完全子会社化を実施した後、対象者をして対象者及びその 100%子会社が有する不動産、有価証券等の資産を本件ローンのための担保として提供させる予定です。

(2) 本公開買付け及び本件取引を実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

対象者は、明治 27 年 (1894 年)、服部兼三郎氏が自らの名を冠して興した綿布問屋「服部兼三郎商店」から始まります。大正元年には株式会社へ改組し、社名を「株式会社服部商店」と改めました。その後、対象者は、綿布の輸出・国内販売に加え、紡績・織布・染色業にも着手し、総合繊維企業へと成長していきました。しかし、戦時下の昭和 14 年、対象者は、国策により「商一工」を分離し、それぞれ、工業部門が現在の対象者に、商業部門が興和に発展して参りました。

戦後、対象者は、「平和を興す」の願いのもと「興和紡績株式会社」に社名を変更し、工場の復興に努め、昭和 20 年代半ばには再び繊維の一貫生産体制を築きました。また、対象者は、事業多角化の先駆として冷蔵倉庫業、ゴルフ練習場を新たに手掛け、非繊維化も積極的に推し進めました。具体的には、医薬部外品の製造・販売、金型生産、樹脂成形品製造・販売、印刷物の製造・販売、自動車販売・修理、紙器・段ボール等の包装用品製造・販売、電気・通信・電子機械の製造・販売等、多岐にわたる事業に進出しました。

しかし、昭和 40 年代以降、日本の紡績業は、円高や開発途上国の追い上げを背景に、厳しい経営環境下に置かれます。かかる環境下で、対象者は、昭和 49 年以降、逐次、紡績、織布、染色等各工場の生産ラインを停止し、平成 12 年には、国内の自社繊維工場を全て閉鎖しました。それ以降、対象者の繊維事業は、コーディネートとしてテキスタイル、アパレルを提案する商社としてのスタイルを実践していましたが、平成 19 年 4 月には、同事業を同様の事業を行っている興和に事業譲渡するに至りました。

一方、興和は、医薬品、電機光学製品を中心とするメーカー機能と、多彩な商材を扱う商社機能を併せ持ち、加えて不動産事業等を行っている企業であり、今日、繊維品販売、医薬品・電子機器製造を中心にグローバルな事業活動を展開しています。

対象者は、これまで興和との間の資本・業務提携を通じ、興和の完全子会社である興和新薬株式会社（一般用医薬品販売）及び興和創薬株式会社（医療用医薬品販売）等とともに、興和グループを形成して事業運営を行って参りました。平成 21 年 9 月 30 日現在、興和は、対象者の発行済株式総数の 17.40%（議決権の所有割合は 18.62%）の株式を所有して対象者を持分法適用関連会社としており、他方、対象者は、興和の発行済株式総数の 18.00%（議決権の所有割合は 22.65%）の株式を所有しています。また、対象者と興和は、古くから事業上の提携関係を築いております。具体的には、対象者の生産するマスク・フットケア用品等ヘルスケア商品は全て興和を通じて販売され、興和の医薬品のパッケージは対象者の印刷工場で生産されています。また、ダンボール等の資材についても対象者の子会社が製造を担当し興和に供給しているほか、興和グループで使用する営業用車両は対象者の子会社である自動車販売会社から購入しています。

しかしながら、近年、対象者は、自動車販売事業の販売不振や精密機器事業・印刷事業の受注競争の激化等、厳しい経営環境にさらされ、不動産事業においては比較的安定した収益を確保しているものの、その連結売上高は減少傾向にあり、かかる経営環境等は今後も続く可能性があります。三輪隆康氏（大栄産興の代表取締役、対象者の取締役会長及び興和の取締役会長を兼務）と三輪芳弘氏（公開買付者及び大栄産興の代表取締役、対象者の代表取締役社長及び興和の代表取締役社長を兼務）は、かかる経営環境下では、対象者全体の事業の収益性を改善することはできず、今後、事業規模がますます縮小し収益が悪化する傾向に陥らざるをえないという状況にあると認識し、対象者のビジネスモデルの抜本的な見直しを行う必要性が生じていると考えております。即ち、その収益の改善が見込めない事業を見直し、維持と改善が見込める事業に集中するとともに、今後とも維持していく事業についてもその一層の効率化を行い更なる成長と収益の向上を図るため、大胆な経営改善施策を講じるとともにその一部については興和あるいは興和グループで行っている同種事業との整理統合を指向していく必要があるものと考えております。具体的には、精密機器事業においては、付加価値のある金型生産・樹脂成形事業に特化することが検討課題となり、電子機械製造については、対象者の精密機器事業に係る大手取引先が生産を海外へ移管したことにより受注量が激減し、新規受注獲得に努めたものの安定操業を維持することは困難であると判断しております。この問題意識については既に対象者においても共有されており、対象者は平成 21 年 9 月 8 日付「連結子会社の工場閉鎖に関するお知らせ」のとおり、連結子会社である知立電子工業株式会社における工場の閉鎖を決定しております。また、ヘルスケア事業、興和グループ向けの不動産事業、精密機器事業等興和あるいは興和グループの事業と重複するものあるいは関連するものについてはこれを整理統合するための事業再編を実行することが検討課題となります。また、印刷事業については、今後対象者の中核事業として位置付けた上で、厳しい市場環境下での生き残りや成長を図るため、新しい印刷領域への進出や、新規商材の開発等を積極的に展開し、真に競争力のある事業へ変革すべく、再度、お客様の立場に立ち、ニーズに対応した製品の開発、品質確保と効率性を同時に達成できる生産・物流システムの構築、顧客への提案を主とした営業の強化を行っていくことが検討課題となるものと考えております。不動産事業については足下では比較的安定した収益で推移しているものの、保有資産の一層の有効活用や興和グループ内での取引関係の整理統合等によりこれをさらに強化していくことが経営課題となるものと考えております。

しかし、以上のような抜本的なビジネスモデルの見直しと事業再編には大きなリスクが伴い、さらに、これを実行した場合、短期的には対象者の収益が一層悪化することが懸念されます。また、対象者には、現時点では上場を維持することの最大のメリットの一つであるエクイティファイナンスの活用による大規模な資金調達を必要とするような具体的な事業計画はなく、むしろ、資本市場に対する規制が急速に強化されていることに伴い、上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に係る費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示に係る費用、監査費用等）が多額であるため、上場を維持することが対象者の経営上の負担になる可能性があります。

他方、公開買付者及び大栄産興の代表取締役である三輪芳弘氏は、興和から、興和グループの中核である興和では、興和と対象者との間での株式の相互持ち合いが行われている状態を解消して興和グループにおける資本政策の適正化を図り、かつ、興和及び対象者の間で重複している事業の整理統合を行う事業再編を実施することにより、興和グループにおけるより一層の経営の効率化を推進できる体制を整える方策について検討を行っていたとの説明を受けております。

このような状況の下で、大栄産興の代表取締役である三輪隆康氏及び三輪芳弘氏は、対象者及び興和との間で、対象者及び興和グループの将来に向けての選択肢について検討を重ね、相互に意見交換をして参りました。

その結果、三輪隆康氏と三輪芳弘氏は、上記のような対象者の現状に鑑み、対象者が上場を維持したままで持続的な企業価値の向上を達成することは困難であり、不採算事業の大幅な縮小ないし廃止及び興和グループ内の重複事業との間における事業の統合と再編、印刷事業の大胆な改革等を含めた抜本的な経営改革を行うためには、興和の協力を得た上で、かかる痛みを伴う改革によるリスクが対象者の一般株主の皆様には及ばないようにするとともに、迅速かつ機動的に改革を推進することが可能となり、対象者を中長期的に支援することができる中核安定株主と対象者経営陣とが一体となって取り組む経営体制を構築することができるよう、本件取引を行うことが対象者及び興和グループにとって最善の選択肢であると判断しました。

以上のような考え方にに基づき、大栄産興の代表取締役である三輪隆康氏及び三輪芳弘氏は、対象者及び興和との間で、対象者及び興和グループの将来に向けての選択肢について平成 21 年 4 月下旬より検討を開始し、対象者に対して、平成 21 年 6 月 2 日に本件取引の検討をすることについての提案を行い、その後断続的に対象者との間で本件取引について協議・検討を行いました。そして、本件取引を実行するために対象者株式の取得及び保有等を目的として、大栄産興は平成 21 年 12 月 10 日付で公開買付者を設立し、公開買付者及び大栄産興の代表取締役である三輪芳弘氏は対象者に対して同年 12 月 18 日に本公開買付けの条件の提示を含む最終提案を行いました。また、興和に対しては、同年 12 月 17 日に本件取引について具体的な提案を行った上で、対象者及び興和との協議・検討を経て、対象者と興和から本件取引についての賛同・協力を得られる見込みがあると判断するに至りました。なお、公開買付者は、本件取引についての対象者との間の協議の結果、対象者からの要請に基づき、上記のような経営改革を行うにあたっては本件取引完了後も対象者の従業員の雇用の維持について最大限の配慮をすることを本件取引についての対象者に対する提案の条件に含めております。これを受けて、公開買付者は、同年 12 月 24 日に、本公開買付け及びその後の一連の取引からなる本件取引の実施を正式に決定しました。

公開買付者は、対象者から、対象者は公開買付者からの上記提案を受けて検討・協議を行った結果、本件取引が対象者にとっても、また対象者の一般株主にとっても、最善の選択肢であるとの結論に達し、平成 21 年 12 月 24 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたと説明を受けております。なお、対象者の上記取締役会においては、公開買付者及び大栄産興の代表取締役を兼任している対象者の代表取締役社長三輪芳弘氏及び大栄産興の代表取締役を兼任している対象者の取締役会長三輪隆康氏は、利益相反のおそれがあることから、対象者の取締役会における本公開買付けに係る議案の審議・検討及び決議に参加していません（後記「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 対象者の取締役会における賛同決議の方法」参照）。

また、公開買付者は、興和から、興和は平成 21 年 12 月 24 日開催の興和の取締役会において、公開買付者からの上記提案を受けて検討・協議を行った結果、本件取引により興和グループにおける資本政策の適正化を図りその後の対象者の事業再編について公開買付者に協力し、興和グループにおけるより一層の経営の効率化を推進できる体制を整えていくことが興和にとっても望ましいものとの結論に達し、本公開買付けに先立って対象者の取締役会の賛同が得られる場合には、その保有する対象者普通株式（6,212 千株、17.40%）の全てを本公開買付けに応募し、また、その子会社をして保有する対象者普通株式の全て（子会社 3 社合計 1,904 千株、5.33%）を本公開買付けに応募させる合理的な努力を行い、公開買付者による本件取引の実行に協力する旨の決議を行ったと説明を受けております。そこで、公開買付者は興和との間で、本公開買付けに先立って対象者の取締役会の賛同が得られることを条件として興和が保有する対象者普通株式について本公開買付けに応募すること並びにヘルスケア事業、興和グループ向けの不動産事業、精密機器事業等対象者の事業の一部を興和又は興和グループに移管することを含めた対象者と興和グループとの間での事業再編に関する協議を進めることに合意し、同年 12 月 24 日にその旨の覚書を締結するに至りました。

また、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成 22 年 3 月 31 日を基準日とする平成 22 年 3 月期の期末配当を無配とすることを決議しております。

(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように本公開買付けの公正性を担保するための措置を実施しました（なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。）。

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

大栄産興は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、平成 21 年 7 月に独立した第三者算定機関である野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者株式の取得及び保有等を目的として平成 21 年 12 月 10 日付で公開買付者を設立しました。

野村証券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者及び大栄産興は野村証券から平成 21 年 12 月 22 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 293 円～352 円

類似会社比較法 327 円～437 円

DCF 法 347 円～774 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年 12 月 21 日として、算定基準日終値、直近 1 週間の終値の平均、直近 1 ヶ月の終値の平均、直近 3 ヶ月の終値の平均及び直近 6 ヶ月の終値の平均を採用し、1 株当たりの株式価値の範囲を 293 円から 352 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 327 円から 437 円までと分析しています。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 347 円から 774 円までと分析しています。

公開買付者は、野村証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年 12 月 24 日に本公開買付けの買付価格を 630 円に決定しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成 21 年 12 月 22 日の大阪証券取引所における対象者普通株式の終値 305 円に対して 106.56%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 294 円（小数点以下を四捨五入）に対して 114.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 329 円（小数点以下を四捨五入）に対して 91.49%（小数点以下第三位を四捨五入）、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 351 円（小数点以下を四捨五入）に対して 79.49%（小数点以下第三位を四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

一方対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である PwC アドバイザリー株式会社（以下「PwC アドバイザリー」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者取締役会は平成 21 年 12 月 21 日付で PwC アドバイザリーより株式価値算定書を取得しております（なお、対象者は、PwC アドバイザリーから買付価格の公正性に関する

意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。）。

PwC アドバイザリーは、対象者の経営陣から事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しました。PwC アドバイザリーの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「DCF方式」といいます。）の各手法を用いて、対象者の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成21年12月21日を評価基準日とし、対象者普通株式の株式市場における直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を289円から362円と算定しております。DCF方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値を評価し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を554円から800円と算定しております。なお、DCF方式による評価の前提とした事業計画は、平成22年3月期は自動車販売事業や精密機器事業の不振に伴う影響を勘案し、売上高が約216億円、EBITDA（営業利益プラス減価償却費。以下同じ。）が約23億円、営業利益が約10億円と予想しておりますが、その後の業績の順調な進展を想定しており、ヘルスケア事業の主力製品であるマスク類の販売伸張、精密機器事業の固定費削減の効果等により平成23年3月期は売上高が約222億円、EBITDAが約24億円、営業利益が約12億円、平成24年3月期には売上高が約232億円、EBITDAが約27億円、営業利益が約15億円と予想しており、営業利益については平成21年3月期と同水準まで回復することを見込んでおります。

対象者の取締役会は、PwC アドバイザリーの株式価値算定書も踏まえ、公開買付者との間で協議を行い、また、本公開買付けにおける諸条件について上記算定書等を参考にしつつ、慎重に検討をした結果、買付価格は、市場株価基準方式により分析された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の上限を大幅に超越していることや、DCF方式により算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値のレンジの範囲に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断しました。その結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

なお、対象者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるPwC アドバイザリーは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者及び大栄産興のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 対象者における独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けの諸条件を含む取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けることにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。

対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同するかどうかを慎重に検討しました。

③ 対象者の取締役会における賛同決議の方法

対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏及び対象者の取締役会長である三輪隆康氏は、本日現在において大栄産興の発行済株式の50.0%及び0.6%をそれぞれ有する株主であり、かつ大栄産興の代表取締役を兼任しており、また、三輪芳弘氏は公開買付者の代表取締役を兼任しております。したがって、両名は、本件取引において利益相反のおそれがあることから、賛同決議その他本公開買付けを含む本件取引についての対象者の取締役会又は取締役による審議・検討及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

賛同決議には、三輪芳弘氏及び三輪隆康氏を除いた対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。更に、社外監査役3名を含む対象者の監査役4名は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 価格の適正性を確保する客観的状況

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、対象者と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者は、公開買付者が本公開買付けにより対象者普通株式の全て（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化する手続きを実施することを予定しております。

具体的には、本公開買付けの成立後に、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び、③対象者の当該普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、交付する別の種類の対象者株式について、上場申請は行わない予定です。）、以上①ないし③を付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を、対象者に対して要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、対象者が公開買付者の完全子会社となるよう、公開買付者以外を対象者の株主に交付しなければならない対象者株式の数が1に満たない端数となるよう決定する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合、公開買付者以外を対象者株主の普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。その場合における具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

公開買付者は上記の対象者を完全子会社化する手続き及び本件債務引受の実施後に、対象者との間で公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社として合併を行うことを予定しております。

なお、本公開買付けは、上記臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますよう、お願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者普通株式は、本日現在、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に従い、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、公開買付者の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済株式の総数（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）となる手続きをとることを予定しておりますので、その場合には対象者普通株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、対象者普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	興和紡績株式会社					
② 事業内容	1. 繊維工業品の製造、加工および販売 2. 各種の製版、印刷、製本ならびにその製品の販売 3. 紙器、段ボールその他の包装用品の製造および販売 4. 医薬品、医薬部外品ならびに衛生材料、衛生器具の製造および販売 5. 日用食品ならびに食品添加物、飲料品の製造および販売 6. 石油化学製品、医薬原料およびその他の化学工業品の製造、加工および販売 7. 機械、器具、装置の製造、修理および販売 8. 環境制御に関する各種施設の設計、製造および販売 9. 公害防止に関する測定分析業務ならびに技術コンサルタント業務 10. 土木建築用資材の製造、加工および販売 11. 普通倉庫業および冷蔵倉庫業 12. 貨物運送取扱事業 13. 海上運送事業 14. 荷役作業請負および梱包ならびに解梱業 15. 物流センターの管理運営および物流情報の収集処理業務 16. 運動施設、娯楽施設、観光宿泊施設および医療保健施設の経営 17. 不動産の取得、利用および管理 18. 広告、宣伝の企画および製作 19. 電気通信事業法に基づく付加価値情報通信網ならびに情報提供サービス業 20. 前各号に附帯関連する一切の業務					
③ 設立年月日	大正元年10月25日					
④ 所在地	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号					
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三輪芳弘					
⑥ 資本金	34億5,750万円（平成21年9月30日現在）					
⑦ 大株主及び持株比率 （平成21年9月30日現在）	興和株 興和新薬株 (株)みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 三輪 芳弘 三輪 尚巨 三輪 隆康 清水建設株 竹甚板硝子株 東京海上日動火災保険株	17.40% 4.91% 4.51% 4.51% 2.85% 2.80% 2.61% 2.35% 1.99% 1.90%				
⑧ 買付者と対象者の関係等	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。</td> </tr> </table>		資本関係	該当事項はありません。	人的関係	対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。
資本関係	該当事項はありません。					
人的関係	対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏が公開買付者の代表取締役を兼任しております。					

取引関係	該当事項はありません。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 12 月 25 日（金曜日）から平成 22 年 2 月 15 日（月曜日）まで（31 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、630 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

大栄産興は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、平成 21 年 7 月に独立した第三者算定機関である野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者株式の取得及び保有等を目的として平成 21 年 12 月 10 日付で公開買付者を設立しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法によって、対象者の株式価値の算定を行い、公開買付者及び大栄産興は野村證券から平成 21 年 12 月 22 日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記各手法において算定された対象者普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 293 円～352 円

類似会社比較法 327 円～437 円

DCF 法 347 円～774 円

市場株価平均法では、算定基準日を平成 21 年 12 月 21 日として、算定基準日終値、直近 1 週間の終値の平均、直近 1 ヶ月の終値の平均、直近 3 ヶ月の終値の平均及び直近 6 ヶ月の終値の平均を採用し、1 株当たりの株式価値の範囲を 293 円から 352 円までと分析しています。

類似会社比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1 株当たりの株式価値の範囲を 327 円から 437 円までと分析しています。

DCF 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 22 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1 株当たりの株式価値の範囲を 347 円から 774 円までと分析しています。

公開買付者は、野村證券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年 12 月 24 日に本公開買付けの買付価格を 630 円に決定しました。

なお、本公開買付けにおける普通株式の買付価格は、本公開買付けの実施についての公表の前営業

日である平成 21 年 12 月 22 日の大阪証券取引所における対象者普通株式の終値 305 円に対して 106.56% (小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 1 ヶ月平均値 294 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 114.29% (小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 3 ヶ月平均値 329 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 91.49% (小数点以下第三位を四捨五入)、平成 21 年 12 月 22 日までの大阪証券取引所における対象者普通株式の終値の 6 ヶ月平均値 351 円 (小数点以下を四捨五入) に対して 79.49% (小数点以下第三位を四捨五入) のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

三輪隆康氏 (大栄産興の代表取締役、対象者の取締役会長及び興和の取締役会長を兼務) と三輪芳弘氏 (公開買付者及び大栄産興の代表取締役、対象者の代表取締役社長及び興和の代表取締役社長を兼務) は、対象者及び興和との間で、対象者及び興和グループの将来に向けての選択肢について平成 21 年 4 月下旬より検討を開始し、相互に意見交換を行い、対象者に対して平成 21 年 6 月 2 日に本件取引の検討をすることについての提案を行いました。対象者の非公開化・完全子会社化の実行を検討するにあたり、大栄産興は対象者普通株式の株式価値の算定を開始するため、平成 21 年 7 月、第三者算定機関として野村證券を選任し、野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者株式の取得及び保有等を目的として平成 21 年 12 月 10 日付で公開買付者を設立し、公開買付者及び大栄産興は、平成 21 年 12 月 22 日付で株式価値算定書を受領しています。

公開買付者は、買付価格の決定にあたり、野村證券より提出された株式価値算定書を参考にしました。株式価値算定書によれば、野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、その結果、市場株価平均法では 293 円から 352 円、類似会社比較法では 327 円から 437 円、DCF 法では 347 円から 774 円が対象者の 1 株当たり株式価値の範囲として算定されています。公開買付者は、提出された株式価値算定書の算定結果を参考として、対象者と協議の上、対象者における本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価の動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付価格に付されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 21 年 12 月 24 日に本公開買付けの買付価格を 630 円に決定しました。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

大栄産興は、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格の公正性を担保するため、買付価格を決定するにあたり、平成 21 年 7 月に独立した第三者算定機関である野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼するとともに、対象者株式の取得及び保有等を目的として平成 21 年 12 月 10 日付で公開買付者を設立しました。なお、以下の記述中の対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

一方対象者取締役会は、公開買付者から提示された買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するための措置の一つとして、不当に恣意的な判断がなされないよう、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関である PwC アドバイザリーに対象者の株式価値の算定を依頼し、対象者取締役会は平成 21 年 12 月 21 日付で PwC アドバイザリーより株式価値算定書を取得しております (なお、対象者は、PwC アドバイザリーから買付価格の公正性に関する意見 (フェアネス・オピニオン) は取得していません)。

PwC アドバイザリーは、対象者の経営陣から事業の現状、将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者の株式価値を算定しました。PwC アドバイザリーの株式価値算定書では、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者の株式価値について多面的に評価する

ことが適切であるとの考えに基づき、市場株価基準方式及び DCF 方式の各手法を用いて、対象者の株式価値が算定されています。市場株価基準方式は、対象者普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値評価における客観的な評価手法であると考え、採用しております。市場株価基準方式では、平成 21 年 12 月 21 日を評価基準日とし、対象者普通株式の株式市場における直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間における株価終値平均値並びに出来高加重平均値を分析した上で、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 289 円から 362 円と算定しております。DCF 方式は、企業の将来キャッシュフロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF 方式では、対象者の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値を 554 円から 800 円と算定しております。なお、DCF 方式による評価の前提とした事業計画は、平成 22 年 3 月期は自動車販売事業や精密機器事業の不振に伴う影響を勘案し、売上高が約 216 億円、EBITDA が約 23 億円、営業利益が約 10 億円と予想しておりますが、その後の業績の順調な進展を想定しており、ヘルスケア事業の主力製品であるマスク類の販売伸張、精密機器事業の固定費削減の効果等により平成 23 年 3 月期は売上高が約 222 億円、EBITDA が約 24 億円、営業利益が約 12 億円、平成 24 年 3 月期には売上高が約 232 億円、EBITDA が約 27 億円、営業利益が約 15 億円と予想しており、営業利益については平成 21 年 3 月期と同水準まで回復することを見込んでおります。

対象者の取締役会は、PwC アドバイザリーの株式価値算定書も踏まえ、公開買付者との間で協議を行い、また、本公開買付けにおける諸条件について上記算定書等を参考にしつつ、慎重に検討をした結果、買付価格は、市場株価基準方式により分析された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値の上限を大幅に超越していることや、DCF 方式により算定された対象者普通株式の 1 株当たりの株式価値のレンジの範囲に位置する価格であることから適正な水準にあるものと判断しました。その結果、対象者の取締役会は、本公開買付けの諸条件は妥当であり、対象者株主に対して合理的な価格により対象者普通株式の売却機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行いました。

なお、対象者のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である PwC アドバイザリーは、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、公開買付者及び大栄産興のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）である野村證券は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本件取引に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 対象者における独立した法律事務所等からの助言

対象者の取締役会は、リーガル・アドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所から本公開買付けの諸条件を含む取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けることにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しております。

対象者の取締役会は、かかる助言をもとに、本公開買付けに賛同するかどうかを慎重に検討しました。

③ 対象者の取締役会における賛同決議の方法

対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏及び対象者の取締役会長である三輪隆康氏は、本日現在において大栄産興の発行済株式の 50.0%及び 0.6%をそれぞれ有する株主であり、かつ大栄産興の代表取締役を兼任しており、また、三輪芳弘氏は公開買付者の代表取締役を兼任しております。したがって、両名は、本件取引において利益相反のおそれがあることから、賛同決議その他本公開買付けを含む本件取引についての対象者の取締役会又は取締役による審議・検討及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議・交渉には参加していません。

賛同決議には、三輪芳弘氏及び三輪隆康氏を除いた対象者の取締役及び監査役の全員が出席し、出席取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開

買付けに応募することを勧める旨の決議をしております。更に、社外監査役3名を含む対象者の監査役4名は、いずれも対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べております。

④ 価格の適正性を確保する客観的状況

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。

公開買付期間を比較的長期間である31営業日に設定することにより、対象者の株主に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しております。

また、対象者と公開買付者は、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に、当該対抗買付者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は行っておりません。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
33,660,000 (株)	22,440,000 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,440,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数の下限は、対象者の第158期第2四半期報告書(平成21年11月13日提出)に記載された平成21年11月13日現在の対象者の発行済株式総数(35,700,000株)から上記四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,040,000株)を控除した株式数(33,660,000株)に3分の2を乗じた株式数(22,440,000株)です。

(注5) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大数である33,660,000株となります。これは、対象者の上記四半期報告書に記載された平成21年11月13日現在の発行済株式総数(35,700,000株)から、上記四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(2,040,000株)を控除した数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,502 個	(買付け等前における株券等所有割合 7.43%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	33,660 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	33,366 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月13日に提出した第158期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の単元未満株式294,000株に係る議決権の数である294個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を33,660個として計算しております。

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 21,205,800,000円

(注) 買付予定数(33,660,000株)に1株当たりの買付価格(630円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成22年2月23日(火曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,440,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(22,440,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びワないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。野村ジョイを經由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 12 月 25 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」及び「(5) 上場廃止となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けは、「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付け及び本件取引を実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」で述べるとおり、興和グループの事業戦略として、興和グループ内の資本政策の適正化を図り、かつ、事業の選択と集中を企図した事業再編を推進するため、マネジメント・バイアウト(MBO)の手法により、対象者の取締役会の賛同のもとで実施するものです。公開買付者は、対象者の株主である興和(6,212千株、17.40%)との間で、本公開買付けに先立って対象者の取締役会の賛同が得られる場合には、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募し、また、その子会社をして保有する対象者普通株式の全て(子会社3社合計1,904千株、5.33%)を本公開買付けに応募させるよう合理的な努力をする旨を含む覚書を平成21年12月24日に締結しました。また、公開買付者は、三輪芳弘氏(1,018千株、2.85%)及びその親族である三輪隆康氏(934千株、2.62%)から、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、また、三輪芳弘氏の親族である三輪尚巨氏(1,000千株、2.80%)及び三輪有香氏(124千株、0.35%)は、その保有する対象者普通株式の全てを本公開買付けに応募する予定です。

本公開買付けが成立した場合、三輪芳弘氏及びその親族である三輪尚巨氏及び三輪有香氏は、大栄産興の第三者割当増資(払込金額の総額約13億500万円)を引き受け、その保有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭をもって払い込む予定です。さらに、大栄産興は、公開買付者の第三者割当増資(払込金額の総額約15億500万円)を引き受け、その保有する対象者普通株式を本公開買付けに応募することによって受領する金銭(約2億円)と上記の大栄産興の第三者割当増資における出資金(約13億500万円)の合計額をもって払い込む予定です。その結果、これらの第三者割当増資が完了した後においても、大栄産興が公開買付者の発行済株式の全てを引き続き保有し、また、三輪隆康氏、三輪芳弘氏及びその親族が大栄産興の発行済株式の全てを引き続き保有することとなる予定です。また、対象者の取締役会長である三輪隆康氏、対象者の代表取締役社長である三輪芳弘氏及びその他の経営陣は、本公開買付け終了後も、特段の事情がない限り、継続して対象者の経営にあたる予定です。

② 本公開買付け及び本件取引を実施する背景及び理由並びに意思決定の過程

「1. 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付け及び本件取引を実施する背景及び理由並びに意思決定の過程」をご参照ください。

③ 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

「1. 買付け等の目的」の「(3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

(1) 対象者普通株式は、本日現在、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場しておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの結果、当該基準に該当しない場合でも、「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に従い、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、適用ある法令に従い、公開買付者の所有に係る対象者株式数の合計が、対象者の発行済

株式の総数（ただし、対象者が有する自己株式を除きます。）となる手続きをとることを予定しておりますので、その場合には対象者普通株式は上場廃止になります。上場廃止となった場合、対象者普通株式を大阪証券取引所及び名古屋証券取引所において取引することはできません。

- (2) 対象者は、平成21年12月24日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に平成22年3月31日を基準日とする平成22年3月期の期末配当を無配とすることを決議しております。
- (3) 対象者によれば、公開買付け期間中に、対象者の平成22年3月期（第158期）の第3四半期に係る四半期報告書が提出される見込みであるとのこと。
- (4) 対象者は、平成21年12月24日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成21年8月7日に公表した平成22年3月期の業績予想を修正した旨を公表しております。当該公表に基づく対象者の平成22年3月期通期業績予想の概要は以下のとおりです。

（対象者による公表内容）

最近の業績動向を踏まえ、平成21年8月7日に公表した業績予想を下記の通り修正いたしましたのでお知らせいたします。

記

（金額の単位：百万円）

平成22年3月期通期連結業績予想数値の修正（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 21,900	百万円 970	百万円 1,670	百万円 1,100	円銭 34.14
今回発表予想(B)	21,600	980	1,800	420	13.04
増減額(B-A)	△300	10	130	△680	-
増減率(%)	△1.4	1.0	7.8	△61.8	-
(ご参考) 前期実績 (平成21年3月期)	22,935	1,579	2,229	1,242	38.54

平成22年3月期通期個別業績予想数値の修正（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
前回発表予想(A)	百万円 15,700	百万円 1,300	百万円 1,500	百万円 920	円銭 27.33
今回発表予想(B)	15,600	1,300	1,800	450	13.37
増減額(B-A)	△100	0	300	△470	-
増減率(%)	△0.6	0.0	20.0	△51.1	-
(ご参考) 前期実績 (平成21年3月期)	14,641	1,329	1,760	1,380	41.01

(修正の理由)

(連結)

当社の連結子会社である知立電子工業株式会社及び三興紙器株式会社の工場閉鎖や、射出成形部門における事業再構築に伴う三重県松阪市清生工場の閉鎖などにより、特別損失を1,376百万円計上する予定であることから、当期純利益は前回発表予想を下回る見込みです。なお、売上高、営業利益、経常利益につきましては、ほぼ前回予想通りとなる見込みです。

(個別)

当社の連結子会社である知立電子工業株式会社及び三興紙器株式会社の工場閉鎖や、射出成形部門における事業再構築に伴う三重県松阪市清生工場の閉鎖などにより、特別損失を1,313百万円計上する予定であることから、当期純利益は前回発表予想を下回る見込みです。売上高、営業利益につきましては、ほぼ前回予想通りとなる見込みですが、経常利益につきましては連結子会社からの受取配当金の増加により、前回発表予想を上回る見込みです。

以上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 21 年 12 月 24 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、興和紡績株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】 この情報には当社、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、当社の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。当社は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。